

森林経営管理法に基づく公表を希望する民間事業者は、応募に際して以下の書類を提出してください。  
ただし、当該民間事業者が、

- ① 「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け林野庁長官通知）に基づいて、森林経営管理法第 36 条第 2 項又は同法第 44 条第 2 項のいずれかにより公表されている民間事業者である場合には、当該公表に当たって提出した書類
- ② 「林業経営体の育成について」（平成 30 年 2 月 6 日付け林野庁長官通知）に基づいて「育成経営体」として選定された林業経営体である場合には、当該選定にあたって提出した書類
- ③ 林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）である場合には、当該認定に当たって提出した書類
- ④ 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録に当たって提出した書類と同一の事項で、内容の変更がないものに係る書類の提出を省略することができます。

（提出書類一覧）

書類名称	※注
<b>【応募書類】</b>	
申請書（様式 1）	※原則、エクセル形式とします ○
応募者の経営管理に関する情報（様式 2-1）	※原則、エクセル形式とします ○
造林、保育、素材生産等請負先の経営管理に関する情報（様式 2-2）	○
経理状況の概要（様式 3）	△ 1
<b>【添付書類】</b>	
(1) 履歴事項全部証明書の写し（法人）又は住民票の写し（個人）	○
(2) 納税証明書の写し（国税、都道府県税、市町村税）	○
(3) 三重県内の森林における 2 年以上の森林施業の実績を確認できる書類	○
(4) 労働者を雇用している場合は、雇用に関して交付している文書の様式	○
(5) 労働者を雇用している場合は、社会・労働保険等への加入状況を確認できる書類	○
(6) 就業規則を制定している場合は、就業規則の写し	○
(7) 貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写し （いずれも直近 3 年分）	○
(8) 製材工場等需要者との直接的な取引がわかる伝票等の写し	○
(9) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○
(10) 森林経営プランナー認定証の写し	○
(11) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○
(12) 請負契約書の写し等、3 年間以上の事業実績が確認できる書類	○(△ 2)
(13) 在籍している林業技能士 1 級又は 2 級の合格証書の写し、フォレストリーダー・ フォレストマネージャーの登録証の写し	○
(14) 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○
(15) 修了証の写し等、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況を確認できる書類	○
(16) 死傷災害の再発防止のため対策等を記載した文書及びその対策が現場作業職員を 含む組織内全員に周知されていることが確認できる書類 （過去 3 年以内に休業 4 日以上死傷災害が発生していた場合に提出）	○
(17) 民間事業者が森林所有者や請負事業者との間で取引条件を明示するために作成す る文書等の様式	○
(18) 個人情報の取扱いに関する要領等	○
(19) その他、地域への貢献に関すること等が確認できる書類	○
(20) 中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後 5 年以内に健全な経営 の軌道に乗ることが証明できる書類（直近の事業年度において債務超過となってい る場合等、＜別紙 2＞の「経理的な基礎」の説明欄に記載された状況である場合）	○

※ ○印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

※ 令和 7 年度末までに経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者として公表されてい

る民間事業者が公表期間中に、集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する民間事業者へ応募する場合、(16)~(18)を除き、公表中の内容に変更がないものについては提出を省略することができます。

- ※ 様式2-2は、請け負わせる相手方が令和8年度以降に公表されている民間事業者等で該当する書類を提出している場合は省略することができます。
- ※ △1は、(7)の貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は省略できます。
- ※ △2は、(3)の実績とあわせて、3年以上の実績が確認できる資料を添付してください。  
なお、(3)で3年以上の実績が確認できる資料を添付した場合は省略できます。